

令和6年度
倉敷市救急車（公用車）の売却に係る
一般競争入札（条件付）実施要領

令和7年1月14日

問合せ先 倉敷市役所 総務部 契約課（本庁2階）

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3171

F A X 086-426-4234

E-mail keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp

1 はじめに

倉敷市では、高規格救急自動車（平成29年式）（以下「売払物件」という。）を一般競争入札（条件付）により売却します。一般競争入札（条件付）とは、入札参加資格を有する者のうち、倉敷市があらかじめ設定した価格（予定価格）以上で、有効かつ最高金額を提示した者（落札者）に売払物件を有償で譲渡するものです。

入札参加を希望される方は、この要領を熟読の上、入札に参加してください。

なお、本入札に参加するためには、事前に入札参加資格申込書兼誓約書（様式第1号）の提出が必要です。（詳細は、8頁参照）

2 売払物件について

物件名称	車体番号	走行距離 (公告日現在)	予定価格（税込） (最低売却価格)
高規格救急自動車 平成29年式 (日産)	FPWGE50-006786	166,930km	500,000円

※走行距離は、敷地内の移動に伴い、若干変わる可能性があります。

※入札書には、税抜金額を記載してください。税抜きの最低売却価格は、454,546円となります。

【自動車車検証記録事項】

記録年月日	令和5年3月3日
自動車登録番号	倉敷800さ3293
登録年月日	平成29年2月27日
初度登録年月	平成29年2月
自動車の種別	普通
用途	特殊
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	救急車
車名（メーカー）	ニッサン
型式	CBF-FPWGE50改
乗車定員（人）	7
車両重量／車両総重量（kg）	2,890／3,275
車体番号	FPWGE50-006786
原動機の型式	VQ35
長さ／幅／高さ（cm）	565／190／248
総排気量（ℓ）／燃料の種類	3.49／ガソリン
前軸重（kg）	1,300
後軸重（kg）	1,590
自動車車検証有効期限	令和7年3月2日

※引渡し時には消防章、無線機を撤去した状態となります。（撤去によって、ビス穴が空いていたり、配線の一部や名称表示消去の跡が残っていることを了承願います。）

※赤色警光灯、サイレンアンプ、スピーカーはそのままの状態で行渡します。

※ストレッチャー以外の医療機器は、すべて取り外しています。（運転室及び救急室の一部に機器の取外し跡があります。）

※エアコンの性能低下がみられません。

※交通事故歴があります。（修理済みで走行には問題ありません）

【付属品】夏用タイヤ4本（現在、スタッドレスタイヤを装着しています。）

車両写真

前方



後方



側方



車内



3 売却までの手続き

(1) 説明会の開催	・ 4 頁「5 説明会の開催について」参照
(2) 下見会の開催	・ 4 頁「6 下見会の開催について」参照
(3) 質問の受付	・ 5 頁「7 質問の受付について」参照
(4) 入札参加の申込	・ 入札参加希望者は、期限までに入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）を提出（提出方法は、8 頁「別紙 1」参照） ・ 【申込期間】令和 7 年 1 月 1 4 日（火）から令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで（午後 5 時必着）※土日祝日を除く。
(5) 入札受付期間	・ 【受付期間】令和 7 年 2 月 1 7 日（月）から 2 月 2 6 日（水）まで（午後 5 時必着）※土日祝日を除く。 ・ 郵送又は契約課窓口を持参
(6) 開 札	・ 【開札日】令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 9 時 ・ ※郵便入札のため、開札日に本入札に関係のない職員を立ち会わせてうえで開札します。（入札参加者の開札への立会いは不用です。）
(7) 売買契約の締結	・ 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午後 5 時が売買契約書の提出期限です。
(8) 売買代金支払	・ 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）までに売買代金（全額）をお支払ください。
(9) 売払物件の引渡し	・ 6 頁「1 1 売払物件の引渡しについて」参照

4 入札参加資格について

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限ります。

- (1) 入札の公告日において、倉敷市内の救急告示病院であること。
- (2) 売払物件を緊急自動車として使用する目的で参加する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 納期未到来分を除く賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

5 説明会の開催について

売却までのスケジュールや入札手続き等についての説明会を開催しますので、参加を希望される方は、令和7年1月17日（金）午後5時までに契約課へ申込書（所定様式）をFAXしてください。（入札参加にあたっては、説明会への出席は必須条件ではありません。）

なお、今回の救急車の売却は市内の救急告示病院に限定しておりますが、説明会については、救急告示病院以外の方も参加可能です。

- (1) 日 時 令和7年1月20日（月） 午後2時から1時間程度
- (2) 場 所 倉敷市保健所2階202研修室（倉敷市笹沖170番地）
- (3) 申込先 倉敷市総務部契約課（FAX：086-426-4234）

6 下見会の開催について

売払物件については、下見会にて事前に車両の確認ができますので、下見会の参加を希望される方は、令和7年1月29日（水）午後3時までに予約希望日を契約課へ連絡のうえ、予約日に現地へお越しください。どなたからも希望の連絡が無い場合は、下見会は開催しません。

なお、事前に売払物件を確認しなくても入札に参加することはできますが、売払物件に関するすべての事項を了承しているものとみなします。

- (1) 対象者 倉敷市内の救急告示病院の方

- (2) 日 時 令和7年1月30日(木) 10時00分～12時00分
令和7年1月31日(金) 10時00分～12時00分
- (3) 場 所 倉敷市白楽町162-5 倉敷市消防局 倉敷消防署
- (4) 連絡先 倉敷市総務部契約課 (電話：086-426-3171)

7 質問の受付について

入札の手続きや売払物件等について質問がある場合は、電子メールにて契約課まで質問書を送付してください。

- (1) 受付期間 令和7年1月14日(火) から令和7年2月6日(木) 午後3時まで

- (2) 提出方法 契約課まで、質問書を電子メールにて提出すること。

メールのタイトルには「救急車の売却に関する質問」と明記し、送付後、契約課へ電話にて受信の確認を行うこと。

※質問書の様式については、任意の様式とする。

- (3) 提出先 倉敷市総務部契約課 (電話：086-426-3171)

【E-Mail】 keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp

- (4) 回答日 令和7年2月12日(水) 午前9時以降に契約課ホームページ内にて質問者の名称を伏せたうえで提出されたすべての質問について回答する。

- (5) 掲載場所 倉敷市総務部契約課ホームページ内「救急車の売却について」

(<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/42157.htm>)

※質問提出は、倉敷市内の救急告示病院の方に限ります。

8 入札参加の申込について

入札参加希望者は、提出期限までに入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)及び受付票(様式第2号)を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年2月14日(金) ※午後5時必着(土日祝日を除く。)

- (2) 提出方法 次の提出先まで、持参又は郵送

- (3) 提出先 〒710-8565 倉敷市西中新田640 倉敷市役所契約課(2階20番)

※郵送で提出された場合、受付票(様式第2号)はFAXで送付します。受付票の原本が必要な方は、返信用封筒(あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのもの)を同封してください。

※期限までに申込書の提出がない場合は、本入札に参加できません。

9 入札書の受付期間及び開札日について

入札参加者は、受付期間内に入札書（所定様式）を提出してください。なお、入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

(1) 受付期間 令和7年2月17日（月）から2月26日（水）まで ※午後5時必着

(2) 提出方法 一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで郵送又は契約課窓口へ持参
それ以外の方法での提出は無効とします。

※封筒に「**救急車 入札書在中**」と明記してください。

※持参の場合は、土日祝日を除く。

(3) 提出先 〒710-8565 倉敷市西中新田640 倉敷市役所契約課（2階20番）

(4) 開札日時 令和7年2月27日（木）午前9時

※落札者には、2月28日（金）に連絡します。

(5) 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

ウ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

エ 虚偽の申請者による入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札後の手続きについて

(1) 売買契約の締結について

落札者は、本市の定める様式の売買契約書を提出期限までに提出してください。

【提出期限】令和7年3月14日（金）午後5時まで

契約締結後、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等を交付しますので、落札者は、その責任において売払物件の登録等を行ってください。

(2) 売買代金の支払いについて

落札者は、本市が用意する納付書により、納付期限までに全額を一括納付してください。

【納付期限】令和7年3月14日（金）

※納付後、「領収証書」の写しを倉敷市総務部契約課に提出してください。（メール又はFAX）

【E-Mail】keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp

【FAX】086-426-4234

1 1 売払物件の引渡しについて

売買代金の納付を確認した後、車両及び装備は、現状有姿で引渡します。なお、引渡し後、隠れた不具合等を発見しても市は一切の責任を負いません。

引渡し期限等は次のとおりです。

(1) 引渡し期限 令和7年3月21日(金)午後5時まで

※引取は、平日の午前9時から午後5時までの間をお願いします。

(2) 引渡し場所 倉敷市消防局 倉敷消防署

(3) 留意事項

※(車検証の)一時抹消登録及び緊急自動車の登録抹消届出済みの車両を引き渡します
ので、中古車新規登録(陸運局)及び緊急自動車の届出(公安委員会)は、落札者が
行ってください。

※売却車両の輸送については、落札者が自らの責任のもとで行い、輸送に係る費用(保
険等含む)については、すべて落札者の負担となります。

※引取の予定日時を前日の正午までに倉敷市契約課(電話:086-426-3171)
までご連絡ください。

※落札者は、売払物件の引渡し後、原則30日以内に、岡山県道路交通法施行細則に基
づき交付された「緊急自動車届出確認書」の写しを倉敷市総務部契約課に提出してく
ださい。

1 2 売払物件の引渡し等に伴う費用について

移転登録等(名義変更、車庫証明、登録番号変更等)は、落札者が行うこととし、救急
車売買契約書(倉敷市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、権利移転に伴う費用は、
すべて落札者の負担となります。

1 3 入札保証金及び契約保証金について

本入札における入札保証金及び契約保証金は、次の規定により免除します。

(入札保証金) 倉敷市財務規則第154条第3号

(契約保証金) 同規則第175条第5号

(別紙 1) 入札等の手続きについて

No.	提出区分	備 考
1	入札参加の申込	<p>【受付期間】 令和7年1月14日(火)から令和7年2月14日(金)まで 午後5時^{必着} ※持参又は郵送(土日祝日を除く。)</p> <p>【提出書類】 (1) 一般競争入札参加申込書兼誓約書(様式第1号) (2) 受付票(様式第2号) <u>※郵送で提出された場合、受付票(様式第2号)はFAXで送付します。受付票の原本が必要な方は、返信用封筒(あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのもの)を同封してください。</u></p> <p>【提出先】 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 倉敷市役所契約課(2階20番) ※期限までに申込書の提出がない場合は、本入札に参加できませんので、郵送の場合は十分余裕をもって早めに送付してください。</p>
2	質問及び回答	<p>【提出方法】 契約課まで、質問書(任意様式)を電子メールにて提出すること。 (質問書送付先) 【E-Mail】 keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp (質問締切日時) 令和7年2月 6日(木) 午後3時 (質問回答日時) 令和7年2月12日(水) 午前9時以降 ※質問があった場合のみ、回答を倉敷市契約課ホームページ内に掲載します。</p>
3	入札書提出場所及び提出期間等について	<p>【提出先】 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所契約課(2階20番) ※一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで郵送又は契約課窓口へ持参。それ以外の方法での提出は無効とします。</p> <p>【受付期間】 令和7年2月17日(月)から2月26日(水)まで 午後5時^{必着} ※持参の場合は、封書にて提出すること。</p> <p>【提出書類】 入札書(所定様式)(封筒に「救急車 入札書在中」と明記)</p> <p>【入札書に係る留意事項】 ※市の予定価格(最低売却価格)以上の金額を記入してください。 ※入札書は、指定のものを必ず使用してください。 ※金額の記入は、算用数字(0、1、2、3・・・9)を使用してください。 ※入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、「消費税及び地方消費税」にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。(税抜き額を入札金額とすること。) ※入札書の内容の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。 ※入札書の記入は、黒のボールペン等容易に消すことができないものを使用してください。 ※提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。 ※入札受付期間内に到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をもって早めに送付してください。</p>

4	開札（落札者の決定）	<p>【開札日時】 令和7年2月27日（木）午前9時</p> <p>※落札者には、2月28日（金）に連絡します。</p> <p>※入札に際しては、最低売却価格を設定しますので、入札の結果、最低売却価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。</p> <p>※落札候補者が2名以上あった場合のくじ抽選は、対面で行います。該当の場合、日程等については対象者に別途連絡します。</p> <p>※落札者決定後、落札金額、落札者名等を公表します。</p>
5	契約の締結	<p>【契約書提出期限】 令和7年3月14日（金）午後5時</p> <p>※契約書は市側で用意します。</p> <p>※契約書2通のうち1通に貼る印紙代は、売払物件を落札された方の負担となります。</p>
6	売買代金の支払い	<p>落札者は、本市が用意する納付書により、納付期限までに全額を一括納付してください。</p> <p>【納付期限】 令和7年3月14日（金）</p> <p>※納付後、「領収証書」の写しを倉敷市契約課に提出してください。（郵送、FAX 可）</p>

<p>【問合せ先】</p> <p>倉敷市総務局総務部契約課</p> <p>担当 吉田</p> <p>電話 086-426-3171</p> <p>FAX 086-426-4234</p>

救急車売買契約書（案）

譲渡人 倉敷市と譲受人 ●●●●●とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 譲渡人、譲受人両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売払物件）

第2条 譲渡人は、次の物件（以下「売払物件」という。）を譲受人に有償で譲渡する。

物件名 高規格救急自動車（平成29年式）

（車体番号 F P W G E 5 0 - 0 0 6 7 8 6）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 ○○○, ○○○ 円とし、譲受人は、譲渡人の発行する納付書により納付する。

（契約保証金）

第4条 倉敷市財務規則第175条第5号の規定により免除とする。

（所有権の移転）

第5条 売払物件の所有権は、譲受人が売買代金を完納したときに譲渡人から譲受人に所有権が移転したものとし、譲渡人から譲受人に現状有姿のまま引渡すものとする。

（契約の解除）

第6条 譲渡人及び譲受人は、相手方が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）譲渡人もしくは譲受人が、この契約に定める義務に違反し、当該違反の是正を催告してもなお是正がなされないとき。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者及び警察当局から排除要請がある者であるとき。

（譲受人の原状回復義務）

第7条 譲受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、譲渡人の指定する日までに売払物件を原状に回復して譲渡人に返還しなければならない。ただし、譲渡人が売払物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

（損害賠償）

第8条 譲渡人及び譲受人は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、相手方に対し、その損害に相当する金額を請求できる。

（契約の費用）

第9条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて譲受人の負担とする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又は契約に定めのない事項については、譲渡人、譲受人誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(専属的合意管轄)

第11条 この契約について、当事者間に紛争が生じた場合には、岡山地方裁判所倉敷支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、譲渡人譲受人双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

譲渡人 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊東香織

譲受人

【参考】

○地方自治法施行令

(昭和二十二年五月三日)

(政令第十六号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。